

# 平成26年度 9月補正予算案



## 京 都 府

1



### 予算編成の基本方針

- ▶ 従来、9月補正対応としていた国庫内示に伴う予算も、6月補正で措置済みであり、さらに、8月補正で災害復旧関係経費を緊急的に措置するなど、当初予算に加え2度の補正予算により府政の課題に対応してきた。
- ▶ しかし、個人消費の減退など小売り業を中心に景気回復基調に弱さが見られる。また、法改正などにより来年度以降を見据えた準備対策が必要となっている。

#### 【 9月補正予算の基本方針】

- (1) 地域経済対策
- (2) H27年度以降を見据えた準備対策

2



# 補正予算の施策体系

## (1) 地域経済対策

- ① 増加する観光客の商店街等への誘客など地域での消費を拡大
- ② 設備投資気運が高まっている伝統産業の応援
- ③ 短期インターシフト制度を創設し人材不足企業と未就職者のマッチングを促進
- ④ 府民公募型整備事業を増額し、地域に密着した安心・安全事業を推進
- ⑤ 年度間の公共事業の工事量を平準化する債務負担行為の設定

## (2) 平成27年度以降を見据えた準備対策

- ⑥ 京都大学防災研究所との協働による土砂災害情報の高度化に向けた調査
- ⑦ 介護予防事業の制度改正に向けたNPO育成等体制整備
- ⑧ 子ども・子育て支援新制度への移行に向けた保育士の緊急確保
- ⑨ 京都経済センター(仮称)の整備計画の策定
- ⑩ マイナンバー制度の運用開始に向けたシステム改修

## (3) その他

- ⑪ 増加傾向にある性犯罪等への緊急抑止対策を実施

# 地域経済対策



## 地域経済対策 ～ 個人消費の刺激 ～

反動減の長期化・消費の減退を食い止める → 個人消費の刺激を実行

### 地域消費拡大事業費

30 百万円

### 観光誘客新商店街づくり事業費

27 百万円

#### ▶ 観光型商店街づくり事業

- 観光客を新たなターゲットに販売促進に取り組む商店街を応援(5エリアを採択)
- 観光客向けのクーポン(割引券)付き冊子の作成

#### ▶ まちめぐり型魅力発信事業

- 地域構想(海・森・お茶の京都)と連携した観光客の誘客を推進
- 観光客向けのクーポン(割引券)付き冊子の作成

### 商店街ICT戦略検討費

3 百万円

- ▶ WiFiやポイントカードシステムなどを活用した商店街のマーケット戦略を構築

5



## 地域経済対策 ～ 伝統産業の設備投資を後押し ～

この好機に更なる強化 → 施策効果の波及により伝統産業分野全体の底上げ

### 織物産業特別強化支援事業費

30 百万円

ホップ (当初予算)	伝統産業生産 基盤支援事業	事業継続に必要な生産設備の更新等を支援 対 象：力織機等の設備、専用の刷毛(ハケ)や筆などの諸道具類 補助率：1/3以内(上限2,500千円)	現状維持
ステップ (6月補正)	伝統産業育成 基盤強化事業	上記に加え「技術開発・コスト削減」を補助対象に追加	経営改善



ホップ・ステップの2段階支援が呼び水となって  
業界全体の積極的な設備投資意欲が増大

ジャンプ (9月補正)	織物産業特別 強化支援事業	新商品開発・生産体制の拡充に向けた設備導入を支援 補助率：1/3以内(上限2,500千円)	前向きな投資
----------------	------------------	--	--------

6



## 地域経済対策

### ～人材確保対策～

企業の人材確保 + 求職者の早期就職 = ダブル効果で地域経済を活性化

#### 中小企業人材確保緊急対策事業費

20 百万円

- ▶ 中小企業側：有効求人倍率は1倍超である中、業種によっては人材確保に苦慮
- ▶ 求職者側：① 就職が困難な状況にある女性や高齢者の活力を發揮できる場の提供  
② 新卒の就職未内定者に対して早い段階から多くの選択肢を提供

#### 短期インターンシップ制度の創設

- 人材が不足している業種(建設、介護・福祉、小規模ものづくり)を中心に3日間程度のインターンシップを実施
- インターンシップ終了後も伴走型でマッチングのフォローアップを実施

7



## 地域経済対策

### ～積極的な単独公共投資～

#### 府民公募型整備事業費（安心・安全対策）

500 百万円

- ▶ 近年の大雨等による被災を踏まえ、身近な道路の損傷や小規模な河川改修など、安心・安全の向上を図る
- ▶ 安心・安全の向上 + 地域経済への刺激 = 事業費を増額  
→ 5億円の増額（当初予算28.5億円と合わせて33.5億円規模）

#### 単独公共事業執行平準化対策費

- ▶ 年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じて円滑に工事執行を行う  
→ 2.5億円の債務負担行為を設定

8

## 平成27年度以降を見据えた準備対策

9



### 平成27年度以降を見据えた準備対策 ①

広島の土砂災害を受け、土砂災害への盤石な備えを目指す

土砂災害情報高度化検討費

5 百万円

#### 京都大学防災研究所との協働による土砂災害情報の高度化

- ▶ 住民の避難勧告・指示 = 市町村が発令
- ▶ 市町村は本府から提供される土砂災害警戒情報等により避難勧告・指示の適否を判断

(8月補正での対応)

→ 細分化した土砂災害警戒情報を提供するためのシステム改修 (5Kmメッシュ→1Kmメッシュ)

(9月補正での対応)

→ 市町村等に提供している情報の種類・精度等を専門的見地から高度化を図り、よりの確な避難体制の構築を目指す

10



## 平成27年度以降を見据えた準備対策 ②

### 介護予防円滑移行支援事業費

2 百万円

- ▶ H27年4月から介護予防事業（訪問介護等）が市町村の**地域支援事業に移行**  
→ 指定介護サービス事業所以外でも、**NPOやボランティア等で事業が実施可能**

「地域包括ケア推進ネット（7圏域）」を核に制度移行協議会（仮称）を設置

- ①市町村が策定中の**次期介護保険事業計画への適正な反映**を支援
- ②円滑な制度移行に向け、**新しい制度の理解促進**と**NPOの育成方策等**を検討

### 保育士緊急確保対策事業費

44 百万円

- ▶ 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行  
→ 小規模保育など**地域の実情に応じた柔軟な運営方法が選択可**（保育ニーズの増大）

保育所の運営体制（保育士確保）をしっかりと整えて新制度に備える

- 子育てなど長期離職している「**潜在保育士**」等の**復帰を支援**（即効性が高い）
- OJTで一定期間の復帰訓練を支援（**復帰への懸念を払拭＋一定のスキルの付与**）

11



## 平成27年度以降を見据えた準備対策 ③

### 社会保障・税番号制度システム整備費

111 百万円

- ▶ H28年1月から個人番号が使用開始（身分証明など限定的開始、本格運用はH29年7月）  
→ **電算システムの整備（2カ年で整備）**

### 経済中核施設検討費

3 百万円

- ▶ 検討委員会で京都経済センター（仮称）の**整備計画を策定**（分担金）  
→ 検討委員会の構成  
行政（京都府・京都市）  
経済界（京都商工会議所・京都工業会・京都産業会館・京都信用保証協会）

12



## 犯罪抑止・早期検挙対策

### 犯罪抑止緊急対策費

5 百万円

#### 京都府防犯優良アパート・マンション認定制度(仮称)の審査基準の策定

- ▶ NPO法人 京都府防犯設備士協会と協働で賃貸物件に係る認定制度の創設  
→ 審査・認定基準を検討  
(参考：既に運用されている分譲マンションの審査基準)
  - ・共用玄関にはオートロックシステムを備えた玄関扉を設置すること
  - ・住戸の玄関扉をツーロックとすること
  - ・共用玄関の外側の照明が20ルクス以上であること

#### 早期検挙のための緊急対策

- ▶ 増加傾向にある性犯罪等の早期検挙に向け捜査用資機材を整備

13



## 予算案の規模

平成26年度 現計予算

932,935 百万円

平成26年度 9月補正予算

750 百万円

合計

933,685 百万円

対前年9月補正後比較  
(100.5%)

14

# 平成26年9月定例会 提案予定の主な条例の概要

- 京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例

## 京 都 府



京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例及び児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部を改正する条例案の概要

### 【ね ら い】

- 平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の開始を前に、新しい幼保連携型認定こども園の認可に係る基準を定めるとともに、府独自の基準を定めることにより、子ども・子育て支援の充実を目指す。

### 【認定こども園の条例改正の主な内容】

#### 新しい幼保連携型認定こども園の主な基準

教育と保育を一体的に提供する施設として、次の基準を定める。

#### ○学級編成

満3歳以上の子どもについては学級（クラス）を編成。1学級の園児は35人以下

#### ○職員の配置

各学級ごとに、担任する専任の保育教諭（※）等を1人以上設置

※保育教諭：「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する職員

#### ○園舎の面積

園舎の面積は、次の二つの面積を合算

〔学級の面積（2学級で320㎡。1学級増えるごとに100㎡増）【幼稚園基準と同様】

〔保育室等の面積（園児1人当たり 保育室等1.98㎡、乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡）【保育所基準と同様】

### 【認定こども園の条例改正の特徴】

京都府独自の項目として、次の項目を追加

- ①施設からの暴力団の排除、②人権の尊重に係る措置、③関係機関との連携